

第6次三田市障害者福祉基本計画・第7期三田市障害福祉計画・  
第3期三田市障害児福祉計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「第6次三田市障害者福祉基本計画・第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画策定支援業務」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 第6次三田市障害者福祉基本計画・第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画策定支援業務
- (2) 業務の目的 三田市障害者福祉基本計画・三田市障害福祉計画・三田市障害児福祉計画について、現行の第5次計画（平成30年度～令和5年度）・第6期計画（令和3年度～5年度）・第2期計画（令和3年度～5年度）を見直し、第6次計画（令和6年度～11年度）・第7期計画（令和6年度～8年度）・第3期計画（令和6年度～8年度）を策定する。また策定にあたり、市民ニーズや各種団体の意見を幅広く把握するためのアンケート調査等の基礎調査を実施する。
- (3) 業務内容  
別紙「業務委託仕様書」に示すとおりとする。
- (4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
  - ① 基礎調査（実態調査含む）について
  - ② 計画策定について
- (5) 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日まで

2 予算

委託料の見積限度額は4,620,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※年度割上限額

令和4年度：2,459,000円、令和5年度：2,161,000円

3 実施形式 「公募型」とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明書の提出期間	10月24日（月）～11月2日（水）
質疑受付期間	10月24日（月）～10月31日（月）
質疑回答期日	11月1日（火）
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	11月4日（金）
企画提案書提出期限	11月21日（月）
プレゼンテーション	11月24日（木）詳細別途通知
プロポーザル審査結果（特定・非特定）通知	11月29日（火）

## 5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

### 【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

### 【その他要件】

- (1) 過去 10 年以内（平成 24 年度から令和 3 年度）に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

※同種の業務とは、障害者基本法第 11 条第 1 項・障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害者計画・児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画をいい、類似の業務とは、市町村における福祉分野関連の計画策定支援業務をいう。

ただし、実施した実績には、計画策定業務を行わずにアンケート調査等の業務の一部のみを履行した実績を含まない。

## 6 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書により、電子メールにて提出すること。  
なお、提出後には必ず確認の電話を市障害福祉課まで入れること。
- (2) 提出期限 令和 4 年 10 月 31 日（月） 17 時まで（必着）
- (3) 提出先 三田市共生社会部福祉共生室障害福祉課  
E-mail : syogai\_u@city.sanda.lg.jp
- (4) 回答方法 令和 4 年 11 月 1 日（火）17 時までに三田市ホームページの当該ページに掲載する。

## 7 参加申込の手続き

- (1) 提出書類 各 1 部
  - ① 参加表明書（様式 1）
  - ② 会社概要・業務実績（様式 2）
  - ③ 業務実施体制（様式 3）
  - ④ 配置予定管理者／配置予定担当者の経歴等（様式 4）
  - ⑤ 配置予定管理者／配置予定担当者の業務実績（様式 5）
- (2) 留意事項
  - ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

- ② 記載した業務実績について、契約書等の写しを提出すること。
- ③ 様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定管理者・配置予定担当者ごとに作成すること。
- (3) 提出期限 令和4年11月2日(水)17時
- (4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)
- (5) 提出先 三田市共生社会部福祉共生室障害福祉課

## 8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に選定通知を行い、企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和4年11月4日(金)付け郵送により行い、併せてFAX(又は電子メール)を送信する。

## 9 企画提案書の作成方法

- (1) 提出書類 各7部
  - ① 企画提案書(様式6)
  - ② 実施方針・実施フロー・スケジュール(様式7)
  - ③ 特定テーマに対する企画提案(様式8-1、8-2)
  - ④ 見積書(様式任意)
    - ※見積書は人件費、経費等の明細が分かるようにし、令和4年度業務分と令和5年度業務分について1部ずつ提出すること。
- (2) 留意事項
  - ① 文字サイズは10ポイント以上とすること。
  - ② ページ数については20ページ以内(様式6及び見積書を除く)とし、ページ番号を付すこと。
  - ③ 本要領「1業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、A4判(一部A3版折り込み可)とする。
  - ④ 障害者福祉基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る指針やガイドライン、国の動向、社会情勢の変化、三田市総合計画・福祉関連計画を踏まえ、作成すること。
  - ⑤ 見積書には、仕様書、実施計画書等に記載されたすべての業務の見積額を記載し、記名押印すること。ただし、見積額は税抜き額・税込み額の両方を記載すること。
- (3) 提出期限 令和4年11月21日(月)17時
- (4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先 三田市共生社会部福祉共生室障害福祉課

## 10 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日 令和4年11月24日(木)
- (2) 場所 三田市役所本庁舎 3階 302会議室A
- (3) 開始時間 後日連絡する。
- (4) 出席者 3人以内とする。ただし、配置予定管理者と配置予定担当者は必ず出席すること。
- (5) その他 プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

## 11 審査基準等

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

### (1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
業務実績 (様式2) (様式4) (様式5)	会社の業務実績	平成24年度から令和3年度に完了した同種又は類似実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が複数ある。 ② 同種業務の実績がある ③ 類似業務実績がある それ以外は選定しない	① 5点 ② 4点 ③ 3点
	業務管理者・業務担当者の経歴等	平成24年度から令和3年度に完了した同種又は類似実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が複数ある。 ② 同種業務の実績がある ③ 類似業務実績がある ④ 上記以外	① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 0点

### (2) 企画提案書を特定するための基準

「(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準」と以下の評価点を合算し100点満点とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
実施方針・実施フロー・スケジュールその他 (様式7)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20点
	実施フロー、スケジュール	業務実施手順を示す実施フロー、スケジュールが具体的に設定されており、妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	業務の目的の理解がされておらず、実施フローやスケジュールの妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	—
業務実施体制 (様式3)	策定業務に伴うスタッフの配置体制が適切で、社内でのサポート体制が見込める場合は優位に評価する。		10点
特定テーマ① (様式8-1)	各調査の具体的な調査方法(意思表示が困難な人への調査方法を含む)や調査時期などが具体的に示され、その内容が適切な場合、優位に評価する。		25点
	各調査の調査項目についての提案があり、その内容が適切な場合、優位に評価する。		
	調査結果について、集計・分析方法、活用方法が検討され、その内容が適切な場合、優位に評価する。		
	国の方針など情報収集をしている内容となっており、独自の支援策など提案がある場合、優位に評価する。		

	調査全般で、国の方針及び先進事例等に関する情報収集、市が策定する他計画との整合について提案され、その内容が適当な場合、優位に評価する。	
特定テーマ② (様式8-2)	計画策定において、国の方針や動向等を踏まえた実行可能なスケジュールとなっている場合、優位に評価する。	30点
	本市における障害福祉施策の推進にあたっての課題について、熟知した内容となっている場合、優位に評価する。	
	本市総合計画及び他の部門別計画との整合が図れた提案である場合、優位に評価する。	
	計画書の構成(章立て・施策体系)、重点項目が適当で、レイアウトに工夫、特色があると認める提案の場合、優位に評価する。	
	企画内容が単に国の方針等を踏襲するだけにとどまらず、独創性があり、本市に適切な提案である場合、優位に評価する。	
	計画策定業務支援の中で特にアピールできる事項(仕様書以外の独自提案やその他PR事項も書かれてあればそれも含めて)があれば、評価する。	
その他	業務担当責任者の質問に対する受け答えが適切であり、一般的なサポートを円滑に行えると見込まれる場合、優位に評価する。	5点
参考見積額	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ① 「特定テーマ②」に対する提案の得点が高い者
- ② 参考見積書の金額が低い者

## 12 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和4年11月29日(火)までに書面により通知する。企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング(プレゼンテーション)に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した配置予定管理者・配置予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の実績を有する者であることとの了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

・参加資格要件を満たしていない場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
  - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### 14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市共生社会部福祉共生室障害福祉課（担当：堀、永井）

TEL 079-559-5075

FAX 079-562-1294

E-mail: syogai\_u@city.sanda.lg.jp